

令和6年度京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）に係る支援及び普及啓発業務仕様書

1 事業の目的

京都府では、地域資源を生かした持続可能なまちづくりを支援し、府内各地にゼロカーボン地域を創出するため、駐車場、駐輪場、農地及びため池（以下「駐車場・農地等」という。）への太陽光発電等の導入を促進し、地域の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）のポテンシャルを最大限に活用する、地域共生型の再エネ導入を促進している。

そのため、京都府においては、環境省の重点対策加速化事業を活用した駐車場・農地等への太陽光発電設備等の導入に係る支援事業（以下「補助事業」という。）を創設し、地域課題の解決や経営支援につながる再エネ導入のモデル地区を形成し、府内各地へ展開することとしている。

本業務は、地域の再エネポテンシャルを最大限に活用し、地域共生・地域裨益型の再エネ導入を拡大するため、事業者に対して、駐車場・農地等への太陽光発電設備等の導入や補助事業の認知度向上に係る普及啓発や導入が円滑に進むような情報提供等の伴走支援を行うものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日（月）

3 委託業務の内容

業務内容は、以下のとおりとし、内容、実施方法、進捗状況の報告時期等については、京都府と協議の上決定するものとする。

(1) 事業者への普及啓発

駐車場・農地等への太陽光発電設備等の導入や補助事業を府内事業者に広く普及させるため、以下の業務を行う。

ア SNS等を活用した広報の実施

(ア) Facebook等を活用した広報を行うこと。

(イ) 補助事業や駐車場・農地等への太陽光発電設備等の導入が円滑に進むような説明動画を製作し、YouTube上で公開できるようにすること。動画は、補助事業（補助内容や申請手続、駐車場・農地等への太陽光発電設備等の導入事例や導入ポイント等）に関する説明を内容に盛り込むこと（補助事業編、ソーラーカーポートの導入事例・ポイント編、営農型太陽光発電の導入事例・ポイント編で10分程度の動画を3本）。

イ チラシを活用した広報の実施

(ア) 府の補助事業の内容や国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に基づき、補助内容や、導入に当たってポイントとなる事例等を紹介す

ること。

- (イ) A4（両面カラー、5,000部）4ページで2種類作成すること。内容については、府と協議することとする。
- (ウ) 京都府庁グリーン調達方針 (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/green.html>) に適合した印刷用紙を使用すること。
- (エ) 作成したチラシは、関係団体に送付文を添えて梱包し、発送（府内100カ所以上）すること。

(2) 事業者への伴走支援

ア 事業者が集まる会議等での説明

中小企業、医療・福祉法人、農業法人等の事業者が集まる会議、イベント等に出席して、駐車場・農地等への太陽光発電設備等の導入や補助事業の説明を行うこと（3カ所以上）。

イ 事業者を対象にしたセミナーの開催

- (ア) メーカー等によるソーラーカーポートの導入事例等を紹介するセミナー等を実施すること。
- (イ) 農業法人等を対象とした営農型太陽光発電に関するセミナー等を実施すること。営農型太陽光発電の現地視察を内容に含めること。
- (ウ) (イ)の講師は、専門的な知識をもつ者を府と協議の上、選定すること。
- (エ) セミナーの終了後にアンケートを実施し、その内容に基づき、ヒアリングを行うこと。
- (オ) 導入に前向きな事業者に対しては、課題解決に向け、先進事例や関係法令等の具体的、かつ専門的なアドバイスを行うこと。

(3) 事業者からの相談対応

事業者から駐車場・農地等への太陽光発電設備等の導入や補助事業に関して、専門的な内容を含む問い合わせを受け付ける体制を構築し、対応すること。

(4) 府補助制度に係る手続

補助事業の実施事業者から補助金の申請や実績報告に係る書類を受け取り、申請書類や実績報告に関する書類に不備がないか、必要に応じて事業者に聞き取りを行うことによって確認し、京都府あてに書類及び電子データを送付すること。

また、当該申請に係る京都府の交付決定通知等を当該事業者あて送付すること。

4 成果物

報告書（紙媒体1部及び電子媒体一式）

本業務の成果物は、A4又はA3横、カラー印刷での印刷及び電子データで取りまとめることを基本とし、詳細については、府と協議することとする。また、電子データの形式は、PDF（テキストコピーできるもの）とする。

5 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

6 留意事項等

- (1) 本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとし、契約書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、京都府と協議の上決定するものとする。
- (2) 京都府情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に基づき、情報の適正な管理の保持・徹底を図るものとする。
- (3) 本業務により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。